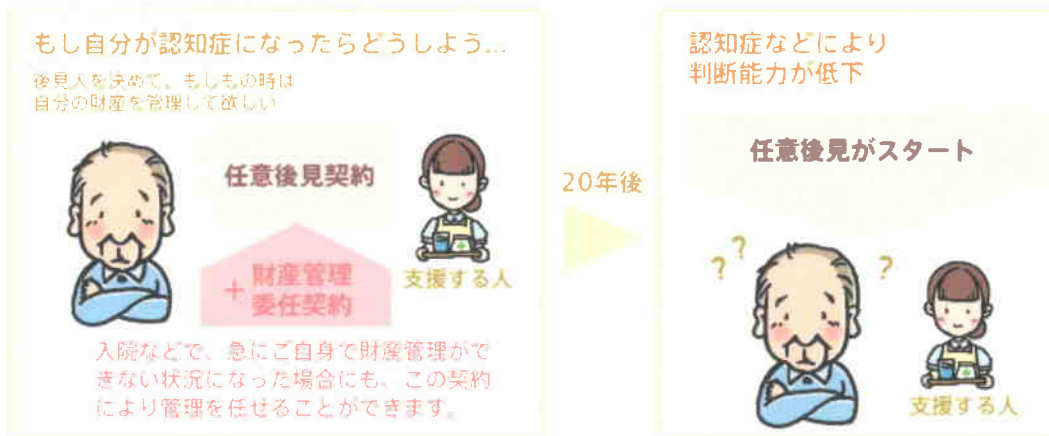


任意後見契約について

成年後見制度には任意後見契約と法定後見があります。

任意後見制度は、元気なうちに将来の資産管理などについて信頼できる人と取り決めをしておくことができる制度です。自分が元気なうちに行うものですので、将来自分をサポートしてくれる人を自分で選ぶことができます。

また、任意後見契約の効力は、将来自分の判断能力が衰えたときからスタートしますので、自分が元気なうちは誰からも干渉されることなく自由に暮らすことができます。



サポート内容	任意後見契約では、おもに次のようなサポート内容を取り決めます。 サポートする者は本人に代わって次の行為を行います。
	<p>財産管理に関する法律行為</p> <p>財産管理とは、本人の資産に関することや負債、収入・支出の内容を把握し、本人の為に必要な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産などの財産の管理、処分、契約締結など。 ・銀行、郵便局など金融機関との取引。 ・遺産相続、各種行政上の手続きなど。
	<p>身上監護に関する法律行為</p> <p>身上監護とは、介護契約や施設入所契約など、本人の身の回りの世話や療養看護に関することです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診・治療・入院に対する契約締結や費用の支払い、医師からの治療法の説明を受ける際の同席など。 ・老人ホーム等の施設の入退所や、介護サービス利用等に関する本人との話し合い・情報収集・利用手続き・契約締結・費用の支払いなど。 ・施設や介護サービスにおける処遇の監視と異議申し立てなど。
契約方法	<p>任意後見契約は、「公正証書作成」で作成します。(自作の契約書などでは不十分です。)</p> <p>また任意後見契約は、一度取り決めたら変更や解除(取り止め)ができないものではありませんが、契約の内容を変更したい、契約そのものを取り止めたいというときは、同じく公正証書で行わなければなりません。</p>

費用	<p>大体3～5万円ほどです。(任意後見監督人報酬含む)</p> <p>任意後見制度を利用する場合、任意後見契約書を公正証書で作成する必要がありますし、任意後見人(将来資産を管理してくれる人)との取り決めによって費用も変わってきます。</p>											
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">契約締結にかかる費用の目安</td> </tr> <tr> <td>契約書作成費(当事務所報酬)</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>公証役場に支払う手数料 ※</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>法務局の登記手数料・印紙代</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 65,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 別途、用紙代(1枚250円)が加算されます。</td> </tr> </table>	契約締結にかかる費用の目安		契約書作成費(当事務所報酬)	50,000円	公証役場に支払う手数料 ※	11,000円	法務局の登記手数料・印紙代	4,000円		計 65,000円	※ 別途、用紙代(1枚250円)が加算されます。
契約締結にかかる費用の目安												
契約書作成費(当事務所報酬)	50,000円											
公証役場に支払う手数料 ※	11,000円											
法務局の登記手数料・印紙代	4,000円											
	計 65,000円											
※ 別途、用紙代(1枚250円)が加算されます。												
契約期間	<p>通常、任意後見契約は本人の判断能力が衰えたときから始まり、本人が死亡したときに終了します。</p> <p>※ 家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て費用約6,000円が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【本人の死亡以外で契約が終了する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 任意後見人の死亡または破産 • 任意後見人の疾病・その他やむを得ない事情で、支援を継続できないとき • 任意後見人が任務を怠ったり、不正を理由に解任されるとき </div>											

財産管理委任契約とは

財産管理委任契約とは、判断能力が十分ではない高齢者や障害者のため、行政書士等の信頼できる第三者が、本人の財産を管理し、継続的に支援していくための契約です。

高齢者の方は、元気うちに、障害者の方は、親などの援助者がご健在のうちに、財産管理を委託することで高齢者ご本人の財産を保護することができますし、子どものために財産を有効に活用することができます。

さらに、第三者が入ることで悪徳商法からの被害を防ぎ、親族からの経済的虐待から守ることもできます。

また、財産管理等委任契約は、内容や開始する時期を自由に定めることができます。本人の判断能力が減退しても、財産管理委任契約は終了せず、特約で死後の処理を委任することも可能です。

入院などで、急にご自身で財産管理ができない状況になった場合にも、財産管理等委任契約により管理を任せることができます。

任意後見契約が「判断能力が低下したとき」に利用できるのに対し、

財産管理契約は「判断能力はあるけども体の自由がきかない場合」でも利用できるので、

緊急の入院などに備えて、任意後見契約と同時に「財産管理等委任契約」を結んでおかれることをお勧めします。

財産管理委任契約のサポート内容

重要な物の保管（貸金庫）	ふだん使わない預金通帳や印鑑、権利証、有価証券などの重要な財産の安心保管
日常的な金銭管理、年金管理	年金振込の管理と定期的な届出の代行や毎月の収支を確認、記帳して報告
金銭の引き下し、お届け	毎月必要となる生活費について、金融機関から現金を引き出し、ご本人にお届け
定期的な支払いの代行	公共料金、家賃などの各種料金の手続や支払いの代行

財産管理委任契約のメリット

- ・財産管理の開始時期や内容を自由に決められるため成年後見制度に比べて自由度が高く、また、契約締結後に本人の判断能力が低下しても契約は当然に終了しないため他の親族や第三者による財産の使い込みを防げるといったメリットがあります。

財産管理委任契約のデメリット

任意後見契約における任意後見監督人のような監督者がいませんので、財産管理を委任した人がきちんと仕事をしているかをチェックすることが困難であるというデメリットがありますので、人選には十分な注意が必要です。

また、任意後見契約とは異なり契約の締結に必ずしも公正証書が求められるわけではなく、後見登記もされないため、任意後見契約と比べて社会的信用が十分とは言えない側面もあります。